

ひょうご生涯学習支援ネットワーク会議会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「ひょうご生涯学習支援ネットワーク会議」と称する。

(目的)

第2条 本会は、社会人をはじめ、若者から高齢者まで幅広い世代の兵庫県民が主体的に生涯学習に取り組めるよう、様々な生涯学習関係機関がネットワークを形成し、もって、県民の学習活動を総合的に支援していくことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を実現するため、以下に定める活動を行う。

- (1) 関係機関・団体等との連携促進、ネットワークの構築
- (2) 「ひょうごインターキャンパス」における生涯学習情報の発信
- (3) 生涯学習に関する総合的な学習サービスの推進と支援
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員)

第4条 「ひょうごインターキャンパス」において参画機関登録の申込みを（公財）兵庫県生きがい創造協会 嬉野台生涯教育センター 生涯学習情報プラザ(以下、「生涯学習情報プラザ」という。)に行い、承認を得た機関を会員とする。

2 前項における承認を取り消された機関は、会員資格を失う。

(会員の責務)

第4条 会員は、第2条の目的を達成するために、本会の発展に協力する。

(ネットワークの運営)

第6条 本会は、ネットワーク活動をよりよいものとするため、会員間の意見交換の場を提供する。

(部会の設置)

第7条 本会に部会を設置することができる。部会は、特定のテーマに関し、賛同を得た会員から構成される。

第3章 事務局

(事務局)

第8条 本会運営に係る事務は、生涯学習情報プラザが行う。

第4章 会則の変更

(会則の変更)

第9条 生きがい創造協会はこの会則の変更を行うことができる。

2 変更等を行ったときは、その内容を会員に通知する。

第5章 雑則

(定めのない事項)

第10条 本会則に定めのない事項については、その都度生涯学習情報プラザが決定するも

のとする。

附則

この会則は、平成22年9月1日より施行する。

附則

この会則は、平成23年4月1日より施行する。